

項 目 名		航空機燃料税に係る特例措置の拡充・延長	
税 目		航空機燃料税	
要 望 の 内 容	【要望の内容】 1 航空機燃料に係る航空機燃料税の特例について、 租税特別措置法第 90 条の 8 に定める航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額を、15 円/ℓとし、当面の間延長する。 2 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例について、 租税特別措置法第 90 条の 8 の 2 に定める「沖縄路線航空機」に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額を、7.5 円/ℓとし、当面の間延長する。 ＜沖縄路線に係る特例措置の延長については、内閣府との共同要望＞ 3 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例について、 租税特別措置法第 90 条の 9 に定める「特定離島路線航空機」に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額を、11.25 円/ℓとし、当面の間延長する。 【関連法令】 航空機燃料税法第 11 条 租税特別措置法第 90 条の 8 ・ 第 90 の 8 の 2 ・ 第 90 条の 9 沖縄振興特別措置法第 27 条		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲11200 百万円 (▲52000 百万円) (－百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 国内航空ネットワークの維持及び国際線・国内線に係る受益と負担の公平化 (2) 施策の必要性 世界的なインフレ等に伴う整備費、機材費等のコストの上昇や、アフターコロナにおけるビジネス旅客の減少といった事業環境の変化により、我が国の国民生活を支える基盤である国内航空ネットワークの維持が困難となるおそれ。 加えて、2010 年代半ば以降のインバウンド増加に伴い、全国の空港で国際線の利用者が急増し、空港に求められる機能も国際線にシフトしつつある一方、国内線に課される航空機燃料税の令和 9 年度の税率は、約 10 年前と同等の水準になる予定。 我が国の航空ネットワークの維持及び国際線と国内線における受益と負担の公平化を図るため、所要の措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 24 航空交通ネットワークを強化する ○航空ネットワークの維持 ・経済財政運営と改革の基本方針 2026（骨太の方針 2026）（令和8年7月21日閣議決定） （3）強い地域経済の構築 （持続可能で活力ある国土の形成と「交通空白」の解消） …航空（・海運）ネットワークの維持・活性化を推進し… ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（令和7年6月13日閣議決定） Ⅷ. 地方経済の高度化 3. 地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保 （4）広域交通インフラの整備、国土強靱化、防災・減災投資の加速 ①広域交通インフラの整備 我が国の国際競争力強化のため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線、都市鉄道、港湾、空港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、モーダルコネク트의強化、航空ネットワークの維持・活性化を推進するとともに、担い手の確保・育成に取り組む。
		政策の達成目標	航空会社のコスト低減を通じ、国内航空ネットワークの維持を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	○航空機燃料に係る航空機燃料税の特例：当面の間 ○特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例：当面の間 ○沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例：当面の間
		同上の期間中の達成目標	国内線路線数を維持し、国内航空ネットワークの維持を図る。
	有効性	政策目標の達成状況	国内線路線数は同程度で推移しており、現状、国内航空ネットワークは維持が図られている。
		要望の措置の適用見込み	定期便を運航する本邦航空会社（22社：令和8年8月現在）による国内線運航の燃料にあまねく適用される。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	○本則路線 航空機燃料税を軽減することにより、国内航空路線に係る運航コストの低減を通じ、国内航空ネットワークの維持につながる有効な手段である。 ○沖縄路線 本土から遠く、また四方を海に囲まれている沖縄において、人的・物的交流の観点から航空路線が自立型経済の構築に向けた重要な役割を果たしている。航空機燃料税を軽減することにより、日本人・外国人を問わず本土からの観光客の安定的な確保、国際物流拠点としての沖縄経済活性化、雇用機会の創出が見込まれる。

			○特定離島路線 四方を海に囲まれた離島の住民にとって航空路線は生活を支える重要な交通手段となっている。人口が少ない離島路線には運航コストが割高な小型機材が使われるため、航空機燃料税を軽減することで路線が維持され、日常生活における交通手段を確保し、国内外からの誘客による交流人口の拡大など経済活動の発展に資する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置(固定資産税)
		予算上の措置等の要求内容及び金額	国管理空港における国内線着陸料の軽減措置：28100 百万円（令和 8 年度）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国内線に係る着陸料の軽減措置と航空機燃料税の軽減措置はいずれも運航コストの低減を通じて国内航空ネットワークの維持を図るものである。着陸料の軽減措置は国管理空港を結ぶ路線にのみ適用される一方、航空機燃料税の軽減措置は空港管理者の別を問わず全ての国内線に適用されるため、幅広く国内の航空サービス供給を下支えすることとなる。
		要望の措置の妥当性	航空機燃料税に係る本軽減措置は、全ての国内線を対象に、国内線を運航する航空会社全てに適用され、一定のコスト負担軽減効果がある。このため、全ての国内航空路線の路線収支を改善し、国内航空ネットワークの維持につながる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績		航空機燃料税について、平成 23 年度～令和 8 年度に軽減措置を実施。直近三年間の減収額実績は以下のとおり。 令和 5 年度（18 円/ℓ等→13 円/ℓ等） 適用件数：22 減収額：19428 百万円 令和 6 年度（18 円/ℓ等→13 円/ℓ等） 適用件数：22 減収額：19567 百万円 令和 7 年度（18 円/ℓ等→15 円/ℓ等） 適用件数：22 減収額：10841 百万円 ※本邦航空会社へのヒアリング結果
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	○本則路線 国内航空路線に係る運航コストの低減を通じ、国内航空ネットワークの維持につながっている。 ○沖縄路線 沖縄と本土、沖縄県内を結ぶ路線にかかる航空機燃料税の軽減措置は、航空運賃の低廉化を通じ、本土から安定的な観光・ビジネス需要を確保するために有効な手法である。 ○特定離島路線 離島住民にとって生活や産業を支える重要な交通手段であり、軽減措置の実施は地域経済の維持に有効な手法である。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	・本則特例 平成23年度 制度創設 平成26年度 延長(3年間) 平成29年度 延長(3年間) 令和2年度 延長(2年間) 令和3年度 拡充(18円/ℓ→9円/ℓ) 令和4年度 変更(9円/ℓ→13円/ℓ) 令和5年度 延長(5年間) (13円/ℓ(R5~R6) 15円/ℓ(R7~R8) 18円/ℓ(R9)) ・沖縄路線 平成9年度 制度創設 平成11年度 拡充(軽減率引き上げ: 15.6円/ℓ→13円/ℓ) 平成14年度 延長(5年間) 平成19年度 延長(5年間) 平成23年度 拡充(1年間) (本則の軽減に伴い軽減率変更: 13円/ℓ→9円/ℓ) 平成24年度 延長(2年間) 平成26年度 延長(3年間)、拡充(特定離島路線の一部を沖縄路線に変更) 平成29年度 延長(3年間) 令和元年度 拡充(軽減対象に下地島を追加) 令和2年度 延長(2年間) 令和3年度 拡充(9円/ℓ→4.5円/ℓ) 令和4年度 変更(4.5円/ℓ→6.5円/ℓ) 令和5年度 延長(5年間) (6.5円/ℓ(R5~R6) 7.5円/ℓ(R7~R8) 9円/ℓ(R9)) ・特定離島路線 平成11年度 制度創設 平成13年度 延長(2年間) 平成15年度 延長(2年間) 平成17年度 延長(2年間) 平成19年度 延長(2年間) 平成21年度 拡充(2年間) (指定追加)	

	平成 23 年度 拡充（3 年間）（本則の軽減に伴い軽減率変更： 19.5 円/ℓ→13.5 円/ℓ）
	平成 26 年度 延長（3 年間）
	平成 28 年度 拡充（指定追加）
	平成 29 年度 延長（3 年間）
	令和 2 年度 延長（2 年間）
	令和 3 年度 拡充（13.5 円/ℓ→6.75 円/ℓ）
	令和 4 年度 変更（6.75 円/ℓ→9.75 円/ℓ）
	令和 5 年度 延長（5 年間）（9.75 円/ℓ（R5～R6） 11.25 円/ℓ（R7～R8） 13.5 円/ℓ（R9））